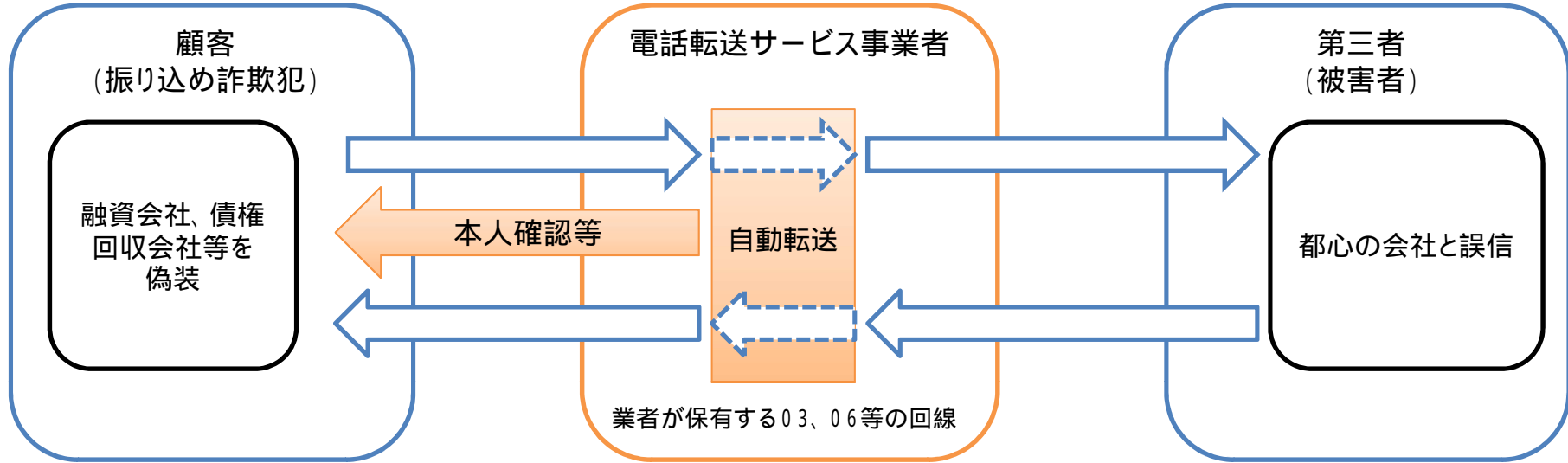


犯罪収益移転防止法の一部改正 (FATF関連以外)

特定事業者の追加



罰則の強化

預貯金通帳等の不正な譲渡・譲受行為

50万円以下の罰金



1年以下の懲役又は100万円以下の罰金 (併科も可)

業として

2年以下の懲役又は300万円以下の罰金 (併科も可)



3年以下の懲役又は500万円以下の罰金 (併科も可)

本人特定事項を偽る行為

50万円以下の罰金



1年以下の懲役又は100万円以下の罰金 (併科も可)